

財務総合政策研究所との共同研究
における輸出入申告情報
利用に係るガイドライン

令和3年9月15日制定

(令和4年6月2日一部改正)

(令和5年6月21日一部改正)

(令和6年1月 日一部改正)

財務省

目 次

第1	目的	1
第2	用語の定義	1
1	輸出入申告情報	1
2	個票データ	1
3	中間生成物	1
4	個票データ等	1
5	分析結果等	1
6	申出者	2
7	利用者	2
8	公的機関	2
9	有識者会議	2
第3	個票データ等の利用に際しての基本原則	2
1	財務省の行政目的に沿った利用	2
2	個票データ等の利用に際しての秘密保護及び適正管理の確保	3
第4	個票データ等の利用期間	5
第5	個票データ等の利用申出手続	5
1	あらかじめ明示しておくべき事項	5
2	事前に説明・確認を要する事項	6
3	申出書の作成単位	6
4	個票データ等の利用を求める申出者の範囲	6
5	利用申出の期間と方法	7
6	申出書の記載事項及び添付書類	7
第6	利用申出に対する審査・決定	9
1	個票データ等利用申出に関する審査・決定	9
2	個票データ等利用申出の審査基準	9
3	有識者会議の審査を省略することができる利用	11
第7	審査結果の通知	11
1	利用申出について承諾する場合	11
2	利用申出について承諾しない場合	12
第8	利用承諾後の個票データ等の利用の手続	12
1	利用承諾後の提出書類	12
2	個票データ等の利用方法	12
3	研究テーマの公表	13

4	共同研究の実施方法.....	13
5	共同研究に関する報告.....	13
第9	利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合	13
1	利用者の都合により変更が生じた場合の手續.....	13
2	利用者の変更.....	14
3	利用するデータ期間又はデータ項目の追加又は変更.....	15
4	利用期間の延長.....	15
5	申出書以外の提出書類の記載事項に変更が生じた場合	16
第10	利用後の措置等	16
1	中間生成物の措置について.....	16
2	データ措置報告書提出後の身分について.....	17
第11	利用者による研究等の成果の公表	17
第12	利用実績報告書の作成・提出	17
1	利用実績報告書の提出.....	17
2	利用実績の公表.....	18
第13	不適切利用への対応等	18
1	守秘義務違反.....	18
2	その他所要の措置.....	18
3	欠格事由.....	19
別紙	分析結果等に関する標準的なチェック内容	20

第1 目的

「財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係るガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)は、財務総合政策研究所で実施する共同研究における輸出入申告情報の利用手続や利用申出に係る審査基準及び必要な事務処理等を明確化し、財務省がこれらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的として定めるものである。

第2 用語の定義

1 輸出入申告情報

本ガイドラインにおいて「輸出入申告情報」とは、関税法等の規定に基づき、輸出入業者等から提出された輸入(納税)申告及び輸出申告から構成される通関に関連する情報をいう。

2 個票データ

本ガイドラインにおいて「個票データ」とは、輸出入申告情報のうち各申告別のデータをいう。

3 中間生成物

本ガイドラインにおいて、「中間生成物」とは、利用を申し出た個票データを集計・分析する過程で生成されたもので、第11に定める財務省の審査を経た研究等の成果を除く一切のものをいう。

4 個票データ等

個票データ及び中間生成物をいう。

5 分析結果等

本ガイドラインにおいて「分析結果等」とは、中間生成物のうち、別紙「分析結果等に関する標準的なチェック内容」(以下「別紙」という。)に定めるチェック内容の各項目を満

たしていることを財務省が確認したものをいい、個票データの利用の申出に付随して、利用の申出を行うものをいう。

6 申出者

本ガイドラインにおいて「申出者」とは、本ガイドラインに基づき、共同研究の実施に当たり個票データ等の利用を求める者をいう。なお、申出者のうち、代表者を1名定めることとする。

7 利用者

本ガイドラインにおいて「利用者」とは、申出者のうち、第5から第9の規定により個票データ等の利用の承諾を受けた者をいう。

8 公的機関

本ガイドラインにおいて「公的機関」とは、国の行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関をいう。以下同じ。）及び地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体（財産区を除く。）をいう。）をいう。

9 有識者会議

本ガイドラインにおいて「有識者会議」とは、財務省が設置し、その求めに応じ、合議により個票データ等の利用の諾否について財務省に対して意見を述べるとともに、個票データ等の利用者に対して、学術的な観点から意見を述べる有識者から構成される会議をいう。

第3 個票データ等の利用に際しての基本原則

1 財務省の行政目的に沿った利用

(1) 個票データ等の利用目的の確認

財務省は、申出のあった個票データ等の利用目的が、財務省の所掌に係る政策その他

の内外経済に関する基礎的又は総合的な統計的研究であることを確認する。

(2) 個票データ等を用いた研究等の成果の公表における配慮事項

利用者は、個票データ等について、秘密の保護が強く求められるものであることを認識するとともに、適切な税関行政の執行への影響に十分留意する必要があることを踏まえ、適切に取り扱う必要がある。このため、利用及び研究等の成果の公表にあたっては、秘密の保護及び税関行政の執行への影響について、十分配慮する必要がある。

特に、第三者（利用者以外の者をいう。以下同じ。）による個別の輸出入業者等の識別や個票データから得られる情報の取得が可能とならないように十分配慮するものとする。このため、利用者は、本ガイドラインに基づき共同研究のために個票データ等の利用を行った場合、当該研究等の成果の公表においては、個別の輸出入業者等の識別や個票データから得られる情報の取得が可能になる情報を明らかにしないこととする。

(3) 財務総合政策研究所との共同研究

個票データ等の利用は、財務総合政策研究所との共同研究を前提に、財務省が特定の研究テーマに対し、財務総合政策研究所職員と共同で研究を実施する者を公募して実施するものとする。

また、個票データの利用者については、既に財務総合政策研究所職員に任用されている場合を除き、財務総合政策研究所の定める規定に基づき、共同研究を行う期間を任期として、財務総合政策研究所の客員研究官（以下、「客員研究官」という。）に任用する。

なお、財務総合政策研究所職員である利用者又は客員研究官に任用された利用者は、その身分に基づき国家公務員法第 100 条等の守秘義務を負うことに留意する。

2 個票データ等の利用に際しての秘密保護及び適正管理の確保

個票データ等の利用に際しての秘密保護及び適正管理の確保にあたっては、本ガイドラインに定めるほか、個票データ等の利用規約（以下、「利用規約」という）及び財務総合政策研究所の定める利用規則に従うものとする。

(1) 利用者に対して行う措置

財務省は、利用者が個票データ等の利用を開始する前に、以下の①から③までを利用者に誓約させるとともに、利用者が誓約に反した場合には、第 13 に定める不適切利用

への対応等に基づき、所要の措置を実施することを利用者に明示する。

- ① あらかじめ個票データ等の利用に関する申出書（以下「申出書」という。）に記載し認められた目的にのみ個票データ等の利用を行うこと。
- ② 研究等の成果の公表にあたっては、個票データ等は秘密の保護が強く求められるものであること及び適切な税関行政の執行への影響に十分留意する必要があること並びに、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）第 5 条第 1 号、2 号及び 6 号に規定する不開示情報に該当する情報が含まれることを踏まえ、第三者による個別の輸出入業者等の識別や個票データから得られる情報の取得が可能とならないように十分配慮すること。
- ③ 本ガイドラインの規定に従い、情報の適正な管理の徹底を図ること。

(2) 個票データの適正な管理措置

利用者は、個票データの利用に際して、以下の事項に従うものとする。

- ① 個票データの利用者は、財務省により個票データの利用の承諾を受けた者で、財務総合政策研究所職員である者又は客員研究官に任用された者に限るものとする。
- ② 個票データの利用は、財務総合政策研究所の施設内で、財務総合政策研究所が提供する端末においてのみ可能とする。
- ③ 個票データは、②において提供する端末以外の、別の記憶装置への複製及び保存は認めない。
- ④ 個票データを用いて生成した中間生成物のうち、別紙に定めるチェック内容を満たさないものについては、個票データの取扱いに準じて適正な管理を行うこととする。

(3) 分析結果等の利用

利用者は、分析結果等の利用に際して、以下の事項に従うものとする。

- ① 中間生成物のうち、別紙に定めるチェック内容の各項目を満たしていることを財務省が確認したものは、分析結果等としての利用及び財務総合政策研究所の施設外への持ち出しを可能とする。

② 第三者に分析結果等の閲覧、利用、保管及び管理をさせないこと

③ 分析結果等を利用、保管及び管理をしている端末等については、不正対策プログラムを導入し、不正アクセス等を防止するための措置を講じること

(4) 個票データ等を用いた研究等の外部委託

利用者が研究等の全部又は一部を第三者に委託することは、認めない。

第4 個票データ等の利用期間

財務省は、有識者会議による審査を行った上で、申出者に対して、利用目的の達成に必要な範囲で、その利用に必要な最小限の期間に限り、個票データ等の利用の承諾をすることができる。

個票データ等の利用期間（財務省が個票データ等の利用を承諾した日から利用を停止する日までをいう。以下同じ。）は、原則として2年間（第9の3に定める利用期間の延長による期間を除く。）を上限とする。

第5 個票データ等の利用申出手続

1 あらかじめ明示しておくべき事項

個票データ等の利用申出手続を行うにあたって、本ガイドライン及び利用規約に定める事項のほかに、申出者があらかじめ了知しておくべき事項は以下のとおりである。財務省は、本ガイドライン及び利用規約とともに、これらの事項をホームページ等において広く周知するものとする。

(1) 個票データ等の利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の対象外であること。

(2) 個票データ等は、情報公開法第5条第1号、2号及び6号に規定にする不開示情報を含むこと。

(3) 申出者の人数は、原則として5名以内とする。ただし、共同研究の実施期間内の研究目的達成のために必要不可欠な場合には、当該上限を超える人数の参加を認める。

- (4) 共同研究の開始時期は、研究ごとに異なる場合があること。
- (5) 有識者会議における審査は、原則非公開で行われること。
- (6) 共同研究の公募を実施する研究テーマ及び、当該研究テーマにおいて利用対象とする輸出入申告情報の概要。
- (7) その他個票データ等の利用に当たり、必要と考えられる事項

2 事前に説明・確認を要する事項

申出者に対し、申出手続に際して財務省が事前に説明・確認しておくべき事項は以下のとおりである。

- (1) 第5の1に定める事項の承諾
- (2) 本ガイドライン及び利用規約に定める事項であって利用者が遵守すべき事項
- (3) 申出書等の各様式の記載方法及び必要な手続
- (4) 利用目的、利用者、利用方法に関する各要件及び利用申出に係る審査に必要な記載事項並びに添付書類
- (5) 利用申出に係る審査基準
- (6) 提出予定の申出書の内容（財務省は、必要に応じ、利用する個票データ等の範囲等につき、申出者と調整を実施する場合がある。）

3 申出書の作成単位

申出書は、応募する研究等の内容ごとに作成するものとする。

4 個票データ等の利用を求める申出者の範囲

(1) 個票データを利用する場合

個票データを利用するにあたっては、輸出入業者等の秘密の保護が強く求められるものであることから、申出者の範囲は、次のいずれかの機関に所属する常勤の研究者に限るものとする。

(i) 公的機関

(ii) 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）

(iii) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）

(iv) 大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学（大学院を含む。）をいう。）

(v) 大学共同利用機関（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関をいう。）

(2) 分析結果等のみを利用する場合

分析結果等のみを利用する場合の申出者の範囲は、第 5 の 4 (1) (i) から (v) のいずれかの機関に所属する者に限るものとする。

5 利用申出の期間と方法

財務省は、1 年に 1 回程度、代表者になっている申出者からの申出書の提出を郵送又は電子メールによって求めるものとする。

具体的な受付期間、受付窓口等については、財務省のホームページにて事前に公表するものとする。

6 申出書の記載事項及び添付書類

代表者になっている申出者は、財務省が別に定める様式に従い(1)の事項を記載した申出書を作成し提出するものとする。また申出書には、(2)の事項を記載した書類を添付するものとする。

(1) 個票データ等の利用に関する申出書

① 各申出者の氏名、所属機関名、職名、住所、連絡先（電話番号、電子メールアドレスを含む。以下同じ。）及び申出者のうち代表者の表示

② 各申出者の所属機関の所在地、連絡先及び代表者又は管理者の氏名

③ 利用するデータ期間、利用するデータ項目、個票データ等を利用する申出者及び分析結果等のみ利用する申出者

④ 各申出者が、申出時点から起算して過去 3 年以内に、外部研究資金を獲得してい

る場合、当該外部研究資金の制度の名称、採択年度及び研究課題名

- ⑤ 各申出者が、申出時点から起算して過去3年以内および研究実施予定期間内に、申出の対象となる輸出入申告情報を知ることによって直接的な経済的便益が生じ得る事業者等からの資金提供を受けていた又は受ける予定である場合、雇用その他の契約関係を有していた又は有する予定である場合、もしくは外国政府からの研究資金等の資金提供を受けていた又は受ける予定である場合には、その内容
- ⑥ 各申出者の本ガイドライン、利用規約及び財務省が事前に説明・確認した内容についての了承の有無
- ⑦ 個票データ等の利用目的
- ⑧ 公募している研究テーマ
- ⑨ 研究等の名称及び概要（研究等の内容、個票データ等の利用方法、作成する資料等の内容等）
- ⑩ 他のデータとの照合を行う場合に、そのデータの名称、内容及び照合を行う必要性
- ⑪ 研究等の成果の公表の時期及び方法並びに発表予定の内容
- ⑫ 個票データ等の利用期間
- ⑬ その他必要な事項

(2) 添付書類

- ① 各申出者の職務経歴書
- ② 研究等に関する研究計画書
- ③ 外部研究資金の制度名等を記載した場合、その事実が確認できる書類（科学研究費助成事業に係る資金の場合、研究者番号）
- ④ 必要に応じ、研究等の内容に関連する資料、申出者の関連論文及び著作物一覧

⑤ 必要に応じ、過去の研究等の実績を証明する書類

⑥ その他必要な書類

第6 利用申出に対する審査・決定

1 個票データ等利用申出に関する審査・決定

個票データ等の利用申出に係る審査は、申出者が提出する第5に定める書類及び2に定める審査基準に基づき、有識者会議に助言を求めた上で、財務省において行う。有識者会議は、財務省の求めに応じて審査を実施し、意見を取りまとめて財務省に報告するが、最終的な個票データ等の利用の諾否は財務省が決定する。

なお、財務省は申出者に対し利用に係る条件を付すことができ、申出者に対し当該条件の内容を第7に定める審査結果の通知に記載の上、通知する。また、本ガイドラインに定めるもののほか、審査方法及び決定手続等の詳細は、有識者会議に助言を求めた上で、財務省において定める。

2 個票データ等利用申出の審査基準

(1) 利用目的及び分析方法

利用目的及び分析方法について、以下の①から③の全てが確認できること。

① 研究等の内容が公募している研究テーマに適合し、かつ第3の1(1)に該当するものであること。

② 本ガイドラインに基づき利用の承諾を受けた個票データ等を用いた研究等の成果の公表において、個別の輸出入業者等の識別や個票データから得られる情報の取得が可能とならないように加工を行うことを了承していること。

③ データの分析目的及び方法が、個別の輸出入業者等を識別するものではないこと。

(2) 利用の必要性

個票データ等を利用する必要性が、以下の①から③の全てに則していると認められること。

- ① 個票データ等から分析を行う事項が、研究等の内容から判断して必要最小限であること。
- ② 個票データ等の利用に合理性があり、他の情報では研究等の目的の達成が困難であること。
- ③ 個票データ等の利用期間と研究等の計画・公表時期が整合的であること。

(3) 過去の実績等

申出内容が、申出者の過去の研究等の実績を勘案して、実行可能であること。

(4) 研究等の成果の公表

個票データ等を利用する場合においては、学術論文等の形で研究等の成果が公表される予定であることを前提とする。この場合、研究等の成果の公表予定日が申出書に記載され、当該予定日が利用期間と比較して整合的であること。また、公表される内容が適切であること。

(5) 申出書及び添付書類の記載事項の確認

① 申出者

各申出者の氏名、所属機関名及び職名が確認でき、職務経歴書の添付があること。また、研究等の目的及び内容に照らし、申出者の人数が合理的であること。特に、個票データを利用する場合の申出者の人数は、必要最小限であること。なお、利用期間の一部でも、第 13 の 3 に定める欠格事由に該当する者の申出は認めない。

② 研究計画書

申出書に記載した研究等の概要について、詳細な内容が確認できること。

③ 利用を希望する個票データ等の利用期間

対象となる個票データ等の利用を希望する期間等が確認できること。また、利用を

希望する期間が、その利用に必要な最小限の期間となっていること。

④ 外部研究資金

記載した外部研究資金の内容について添付書類により確認できること。

(6) 他のデータとの照合を行う必要性

他のデータとの照合を行う場合には、照合する内容及び必要性が、研究等の目的に照らして合理的であると認められること。

(7) その他必要な事項

上記の(1)から(6)までの項目以外に、特に有識者会議が設定した審査事項がある場合には、その審査基準を満たしていること。

3 有識者会議の審査を省略することができる利用

過去に同様の種類の審査を行っている等、有識者会議が審査の省略を特に認めた場合については、有識者会議の審査を省略できるものとする。また、財務省は、有識者会議の審査を省略した利用申出に関する利用実績について、定期的に有識者会議に報告することとする。

第7 審査結果の通知

財務省は、代表者になっている申出者に対して、文書により個票データ等の利用の諾否について通知する。

1 利用申出について承諾する場合

財務省が定める個票データ等の利用に関する承諾通知書に次の事項を記載の上、代表者になっている申出者に通知することとする。

なお、やむを得ない事情により、本規定に基づき通知した利用開始時期より実際の利用開始時期が遅れることが見込まれる場合には、速やかに代表者になっている申出者に連絡するものとする。

(1) 個票データ等の利用を承諾する旨

- (2) 利用開始時期及び利用期間
- (3) 利用を承諾する申出書及び対象データ
- (4) 利用するに当たり、付した条件がある場合にはその内容
- (5) その他財務省が必要と認める事項

2 利用申出について承諾しない場合

財務省が定める個票データ等の利用に関する不承諾通知書により代表者になっている申出者に通知する。

第8 利用承諾後の個票データ等の利用の手続

1 利用承諾後の提出書類

承諾された申出について、申出者は財務省に対して以下の書類を提出するものとする。

- (1) 各申出者の氏名及び住所を確認できる公的な書類（運転免許証、旅券等）の写し
- (2) 各申出者の所属機関が、個票データ等を利用した研究等を行うことに対し承認していることを証明するもの
- (3) 財務省が必要と認める場合には、各個票データの利用申出者の所属機関が、当該利用申出者が客員研究官に任用されることについて承認していることを証明するもの
- (4) 個票データ等の利用に関する誓約書（各申出者が利用条件（利用規約及び個票データ等の利用にあたって付された条件をいう。以下同じ。）を遵守する旨記載し署名したものをいう。以下「誓約書」という。）

2 個票データ等の利用方法

利用者は、財務省が1の書類を受理した後に、個票データ等の利用を開始するものとする。なお、個票データについては、利用者が客員研究官に任用されることをもって、利用可

能とする。利用者が財務総合政策研究所職員である場合には、財務省が1の書類を受理したことをもって、利用可能とする。

また、個票データ等の利用に際しては、当該データが漏えいした場合の漏えい経路を特定するために、財務省は、有識者会議の意見も踏まえ、利用する個票データ等ごとに必要な措置を講じることができる。

3 研究テーマの公表

財務省は、承諾した研究テーマ及び共同研究者名等について、ホームページ等により公表するものとする。

4 共同研究の実施方法

個票データ等の利用者は財務総合政策研究所との共同研究の実施に当たり、財務総合政策研究所職員と共同して研究活動を行うものとする。なお、共同研究の開始にあたっては、研究計画書等に基づき、財務総合政策研究所と研究の進め方等について協議することとする。

5 共同研究に関する報告

個票データ等の利用者は、1年に1回程度、財務省に対して個票データ等を利用した財務総合政策研究所との共同研究の進捗状況について報告を行うものとする。

また、研究等の成果については、別途、財務総合政策研究所において報告会を実施するものとする。

第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 利用者の都合により変更が生じた場合の手続

財務省による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、利用者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

(1) 有識者会議の審査を要しない変更

財務省が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される次のような変更が生じた場合は、代表者になっている申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直

ちに財務省に届け出る。

- ① 利用者に関する申出内容（氏名等）に変更が生じた場合
- ② 利用者の人事異動等に伴い所属機関に関する申出内容（所属機関名等）に変更が生じた場合（ただし、所属機関自体が変更になった場合は、第8の1(2)の手続も行うものとする）
- ③ 利用者を除外する場合
- ④ 研究等の成果の公表形式を変更する場合（公表する学会誌の変更等）
- ⑤ 研究等の成果の公表に係る手続が進行中に、利用期間の延長を希望する場合
- ⑥ 個票データ等の利用期間中に新たな外部研究資金を獲得した場合

(2) 有識者会議の審査を要する変更

(1)以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、申出者は、原則として改めて申出書を提出するものとする。ただし、申出書の記載事項のうち1項目のみを変更する場合は、記載事項変更依頼申出書により申出を行うことができる。

財務省は、記載事項の変更の申出を受けた場合は、当該申出の審査を第6の規定に準じて行い、その承諾・不承諾について第7の規定に準じて代表者になっている申出者に通知する。

なお、有識者会議の審査を要する変更が生じた日から、財務省が再度、個票データ等の利用の承諾をするまでの間、当該変更に基づく個票データ等の利用はできないことに留意する。

2 利用者の変更

利用者の変更については、次のとおり対応する。

(1) 利用者の除外

利用者から除外される者が生じた場合は、所属等変更届出書により届出手続を行う。
なお、客員研究官に任用された個票データの利用者については、利用者から除外された

場合は、任期にかかわらず、客員研究官を解任する。

(2) 利用者の追加又は交代

利用者の追加又は交代の必要が生じた場合は、記載事項変更依頼申出書により申出続を行う。なお、財務省は、1 (2)の規定に準じて、個票データ等の利用の承諾をする。

ただし、分析結果等のみの利用者が交代する場合において、両者の所属機関が同一の場合は、有識者会議の審査を省略するものとする。

なお、追加又は交代によって、新たに個票データの利用の承諾を受けた利用者は財務省に対して第8の1に掲げる書類を提出するものとする。財務省は当該書類の提出を受理した後、利用者が財務総合政策研究所の客員研究官に任用されることをもって、個票データの利用を可能とする。新たに個票データの利用の承諾を受けた利用者が財務総合政策研究所職員である場合には、承諾したことをもって、利用可能とする。

3 利用するデータ期間又はデータ項目の追加又は変更

代表者になっている申出者が研究計画の遂行のために、利用するデータ期間又はデータ項目の追加又は変更を希望する場合、追加又は変更が必要な理由等を記載した記載事項変更依頼申出書により申出続を行う。なお、財務省は、1 (2)の規定に準じて、記載された理由等が研究計画と整合的であるか審査を行い、追加又は変更の諾否について決定する。

4 利用期間の延長

代表者になっている申出者がやむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合、財務省は、最長1年間を上限として、原則1回に限り延長を認めることができる。また、研究等の成果を公表するための審査を行う過程で、再度個票データ等を分析する必要がある場合、その他財務省が必要と認める場合は、上記規定に関わらず、財務省は利用期間の延長を認めることができる。なお、延長した期間において、財務総合政策研究所の客員研究官に任用された利用者による個票データの利用が必要な場合は、客員研究官の任期を延長する。

(1) 記載事項変更依頼申出書の提出

代表者になっている申出者は延長を希望する場合、原則として利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した記載事項変更依頼申出書を財務省に提出するものとする。ただし、研究等の成果の公表に係る手続きが進行中に、利用期間の延長を希望する場合は、申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、当該

手続中であることが確認できる書類を添えて、直ちに財務省に届け出ることにより代えることができる。

(2) 延長の申出の審査基準

記載事項変更依頼申出書が提出された場合、財務省は次の審査基準により審査を行い、延長の諾否について決定する。

- ① 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ② 利用目的、利用者の範囲等の利用期間以外の変更が一切なされていないこと。
- ③ 延長期間が1年以内であり、延長理由から判断して、必要な最小限の期間であること。
- ④ 延長を希望する個票データ等の利用期間について、初回の延長申出であること。

(3) 諾否の通知

財務省は、代表者になっている申出者に対して、文書により延長申出の諾否について通知する。

5 申出書以外の提出書類の記載事項に変更が生じた場合

審査の事務処理に必要なものとして、申出書以外に提出した書類の記載事項に変更が生じた場合、速やかに変更後の書類を財務省へ提出するものとする。

第 10 利用後の措置等

1 中間生成物の措置について

各利用者は、個票データ等の利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）、利用者が保有する中間生成物については、データ、印刷物等の保存形式の如何を問わず全て消去し、データ措置報告書を用いて、財務省に報告しなければならない。

その際、各利用者は、将来における当該研究等の成果の再検証等に必要な文書、データ及

びプログラムを事前に財務省に移管しなければならない。なお、財務省は移管された文書、データ及びプログラムについて適切に保存することとする。

また、移管された文書、データ及びプログラムのうち第3の1(1)に規定する統計的研究の発展に資すると財務省が判断したものについては、当該共同研究に参加した各利用者の合意に基づき、財務総合政策研究所で事後に実施する研究において利用できるものとする。

2 データ措置報告書提出後の身分について

客員研究官に任用された個票データの利用者がデータ措置報告書を提出した場合は、任期にかかわらず客員研究官を解任する。

第 11 利用者による研究等の成果の公表

代表者になっている申出者は、個票データ等を利用して行った研究等の成果を申出書に記載した公表時期、方法に基づき、公表するものとする。

公表にあたっては、事前に公表を予定する当該研究等の成果について任意の様式で財務省へ報告するものとし、財務省は、当該報告の内容について、以下の①から④までの各事項を審査するものとする。なお、財務省が審査する各事項を満たさない場合、当該研究等の成果の公表を禁止する可能性があることに留意する。

- ① 当該研究等の成果とあらかじめ承諾された申出書の内容が整合的であるか
- ② 情報公開法第5条に規定される、不開示情報として取り扱うこととされる情報が含まれていないか
- ③ 輸出入業者等の秘密の保護の観点から別紙に定めるチェック内容を満たしているか。ただし、分析手法や客体に応じて、チェック内容を付加する場合がある。
- ④ 第3の1(2)の「個票データ等を用いた研究等の成果の公表における配慮事項」に違反する内容が含まれていないか

第 12 利用実績報告書の作成・提出

1 利用実績報告書の提出

(1) 研究等の成果を公表した場合

代表者になっている申出者は、個票データ等を利用した研究等の終了後（申出書に記載した成果の公表を行う場合には、成果の公表が全て終了した後）、財務省に対し、利用実績報告書に公表物を添えて報告するものとする。

(2) 公表ができない場合

利用者の死亡、法人組織の解散、研究等の中止その他のやむを得ない事情により、当該研究等の成果を公表できない場合には、代表者になっている申出者は、その理由を利用実績報告書により財務省へ報告する。

なお、公表ができなかった事由が、第13の不適切利用に該当する場合、財務省は、その内容に応じ、同規定に定める所要の措置を実施することができる。

2 利用実績の公表

財務省は、報告を受けた利用実績を取りまとめ、有識者会議に報告するとともに、必要に応じて利用実績をホームページ等により公表するものとする。

第 13 不適切利用への対応等

1 守秘義務違反

個票データの利用の承諾を受けた利用者は、国家公務員法第 100 条等の守秘義務を負うこととなるため、個票データを利用するにあたって知り得た輸出入業者等の秘密を漏えいした場合等には、同法に規定される刑事罰が科される場合があることに留意する。

2 その他所要の措置

利用者が個票データ等の紛失及び漏えい、財務総合政策研究所の定める利用規則に反する利用、その他の法令違反、契約違反及び国民の信頼を損なう行為を行った場合、財務省は、事前に当該利用者から漏えい等に至る経緯及び意見を聴取した上、その内容に応じて、有識者会議の意見を踏まえ、当該利用者及び代表者になっている申出者の氏名並びに所属機関名を公表するなど、所要の措置を実施することができる。

なお、利用者以外の者が当該研究等に関して違反を行った場合であっても、管理責任等の

観点から、代表者になっている申出者が違反を行ったものとみなすものとする。

3 欠格事由

個票データ等の利用について、利用期間の一部でも以下の要件に該当する者の申出は認めない。また、利用期間の途中において、以下の要件に該当することとなった者については、個票データ等の利用を停止するとともに、客員研究官に任用された個票データの利用者については任期にかかわらず、客員研究官を解任する。

(1) 個票データの利用

- ① 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第 38条（欠格条項）の各号のいずれかに該当する者
- ② 統計法（平成19年法律第53号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ③ 関税法（昭和29年法律第61号）、通関業法（昭和42年法律第122号）、消費税法（昭和63年法律第108号）等租税関係法令及び税関関係法令等の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑤ その他、個票データ等を利用して不適切な行為をしたことがある等で利用者になることが不適切であると財務省が認めた者

(2) 分析結果等の利用

第13の3(1)②から⑤に該当するもの

別紙 分析結果等に関する標準的なチェック内容

以下の表1及び表2は、分析結果等に関する標準的なチェック内容を定めたものである。個票データの利用者は、個票データの利用に付随して分析結果等を利用するに当たり、原則として、当該分析結果等が表1の内容を満たすこと、表1の内容を満たさない場合には、表2に例示する方法その他の方法により秘匿措置を講ずることが求められる。ここで、分析結果等が「内容を満たす」とは、分析結果等が該当する表1の「チェック内容」に記載する全ての事項を満たす場合をいう。但し、分析結果等が表1の内容を満たさない場合であっても、共同研究の目的達成のため真に必要なと財務省が認めるときは、個票データの利用者の申出により、財務省は個別に審査を行ったうえで、当該分析結果等の持ち出しを認めることができる。

表1 標準的なチェック内容

チェック対象	チェック内容	利用者が提示する情報
1. 度数表、度数の構成比表	①各セルが1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと	①各セルの算出に用いたデータに含まれる調査客体数
	②(①を満たさない場合等、財務省が必要と判断する場合)各セルにおいて、70%を超えて寄与する調査客体がないこと	②各セルにおいて最も大きく寄与する調査客体の値が当該セルの値に占める割合
	③(①を満たさない場合等、財務省が必要と判断する場合)各セルにおいて、85%を超えて寄与する2つの調査客体の合計値がないこと	③各セルにおいて1番目及び2番目に大きく寄与する調査客体の値及びその合計値が当該セルの値で占める割合
	④(財務省が必要とする場合)行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと	④各セルの行計及び列計に占める割合
2. 数量表(総和、平均、構成比、集中度)	①各セルが1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと	①各セルの算出に用いたデータに含まれる調査客体数
	②(①を満たさない場合等、財務省が必要と判断する場合)各セルにおいて、70%を超えて寄与する調査客体がないこと	②各セルにおいて最も大きく寄与する調査客体の値が当該セルの値に占める割合

	③(①を満たさない場合等、財務省が必要と判断する場合)各セルにおいて、85%を超えて寄与する2つの調査客体の合計値がないこと	③各セルにおいて1番目及び2番目に大きく寄与する調査客体の値及びその合計値が当該セルの値で占める割合
	④(財務省が必要とする場合)行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと	④各セルの行計及び列計に占める割合
3. 最頻値	①各セルが1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと	①各セルの算出に用いたデータに含まれる調査客体数
	②(①を満たさない場合等、財務省が必要と判断する場合)各セルにおいて、70%を超えて寄与する調査客体がないこと	②各セルにおいて最も大きく寄与する調査客体の値が当該セルの値に占める割合
	③(①を満たさない場合等、財務省が必要と判断する場合)各セルにおいて、85%を超えて寄与する2つの調査客体の合計値がないこと	③各セルにおいて1番目及び2番目に大きく寄与する調査客体の値及びその合計値が当該セルの値で占める割合
	④(財務省が必要とする場合)行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと	④各セルの行計及び列計に占める割合
4. 回帰分析結果	①1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと	①回帰分析結果の推定に用いたデータに含まれる調査客体数
5. 検定統計量(分布の高次モーメント、相関係数及び要約統計量を含む)	①1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと	①検定統計量の推定に用いたデータに含まれる調査客体数
6. 最大値、最小値	①利用不可 (通常ただ1つの調査客体を指しているため)	
7. 推定残差	①利用不可 (観測値を推定できるリスクが大きいため)	
8. 分析プログラム、操作ログ等	①統計表又は統計量が含まれている場合は、利用不可	

表2 統計表における秘匿措置

秘匿方法	秘匿措置	
1. 集計区分の変更	<p>各セルに集計される区分を変更して再度集計を行い、表1の内容を満たすようにすること。</p> <p>集計区分の変更方法には、既存の区分の分割、他の区分と統合、新たな区分の設定がある。</p>	
2. 集計対象の変更	<p>集計対象の範囲を拡大又は縮小して再度集計を行い、表1の内容を満たすようにすること。</p> <p>(例：集計対象が、あるグループに属する調査客体のみから作成した統計表の場合、</p> <p>①別のグループに属する調査客体を集計対象に加えて新たな統計表を作成する(拡大)</p> <p>②あるグループに属する調査客体のうち、他の調査客体から大きく外れた値を持つ調査客体等を除外して新たな統計表を作成する(縮小)。</p>	
3. セルの値を変更	秘匿措置	利用者が提示する情報
	<p>以下の一次秘匿、二次秘匿及び秘匿インターバルの各内容を満たすようにすること。</p>	
	<p>①一次秘匿</p> <p>表1の内容を満たさないセルの値を「X」等のマークに置き換え、具体的な値を掲載しないようにすること。</p>	<p>①秘匿前の統計表</p>
	<p>②二次秘匿</p> <p>一次秘匿を行ったセルの値が他のセルの値や行計・列計等から算出できる場合、これを算出できないように一次秘匿の対象となるセル以外のセルの値を「X」等のマークに置き換え、具体的な値を掲載しないようにすること。</p>	<p>②一次秘匿した各セルの位置を明示する情報</p>
<p>③秘匿インターバル</p> <p>一次秘匿した各セルが取り得る値の最大値と最小値の差(秘匿インターバル)が度数10以上ないし当該セル値の30%以上であること。</p>	<p>③一次秘匿した各セルが取り得る最大値、最小値及び最大値と最小値の差ないし最大値と最小値の差を当該セル値で除した割合</p>	